

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更協議書

令和3年7月7日

近畿経済産業局長 米村 猛 殿

五條市長 太田 好紀
(公印省略)

平成30年6月20日付けで同意を受け、令和3年6月10日付けで変更の同意を受けた導入促進基本計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき協議します。

記

1 変更事項

導入促進基本計画の以下の事項

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
(3) 労働生産性に関する目標
- 2 先端設備等の種類
- 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

2 変更事項の内容

令和3年6月の中小企業等経営強化法の改正等を踏まえ、以下の点を変更する

- ・ 1 先端設備等の導入の促進の目標 (3) 労働生産性に関する目標
「導入促進指針」を「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に変更する。
- ・ 2 先端設備等の種類
「経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項」を「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に変更する。
- ・ 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
「5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項」に変更する。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

五條市の人口構造は、生産年齢人口が56%、老年人口が33%、年少人口が9%で、高齢化・人口減少が進んでいる。産業構造は、卸売業・小売業が最も多く28.6%、次いで建設業が14.9%、製造業13.5%と続き、宿泊業・飲食サービス業、不動産業・物品賃貸業、医療・福祉などとなっている。

交通網の利便性は向上したが、依然として通勤圏は狭く、従業員は市内又は市外郊外からの人材が多いため、新たな雇用において人材確保には苦慮している。そのような中で、従前の人材を維持した状態で、多くの中小企業が先端設備の導入を行い、それぞれの企業体質に応じた労働生産性を高める取り組みを支援します。

(2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図る。そのために、計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市においては、幅広い分野での支援を推進するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業が市内全域に点在するため、対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

幅広い分野での支援を推進するため、対象業種・事業については限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税の滞納がないこと

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。